

○医療保険における「厚生労働大臣の定める疾病等」の取扱い

平成22年5月22日(土)開催の茨城県訪問看護ステーション連絡協議会において、「厚生労働大臣の定める疾病等」が、下記のとおり22年4月から新たに5疾病追加されたとご説明しましたが、あくまでも医療保険において、追加されたものであり、介護保険は追加されておられません。

医療保険該当者においては、週4日以上 の訪問、複数名訪問看護加算等の算定が可能ということです。

従いまして、要介護、要支援の該当者においては、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎の5疾病の利用者は、介護保険が優先されますので、よろしくお取り計らい願います。

医療保険における厚生労働大臣の定める疾病等

(別表第七) 基準告示第2の1に規定する疾病等

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン症、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。））多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態

※ ~~~~~部分の5疾病が22年4月より新たに追加されました。

介護保険における厚生労働大臣の定める疾病等

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン症、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。））多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態